

日本の若者が 外国の戦争で 命の奪い合いをすることを 絶対に繰り返してはなりません



(1943年に行われた「出陣学徒壮行会」。多くの若者が学業を中断させられ、戦場に送られて、貴重な命を落としました。)

— しかし、それが現実になろうとしています —

今、国会では、憲法第9条で二度と戦争をしないと誓ったこの国を、再び世界のどこでもで武力の行使ができる国にしてしまうのかどうかという、とても大切な審議が行われています。

戦前、多くの教師が、子どもたちに向かって「『お国』のために命を投げ出すことが国民の使命だ」と教え、多くの若者を戦場に送り出し、命を失わせてしまいました。

アジア・太平洋戦争における犠牲者は、日本人約310万人・アジアを中心とした外国人約2000万人にも達しました。

戦争は過去のものではなく、中東諸国では、今もなお戦闘が続いており、多くの若者の夢や希望、そして命までも奪っています。

日本国憲法は、先の戦争の反省から第9条で「戦争の放棄」「戦力の不保持」を定めました。私たち高教組も、「教え子を再び戦場に送らない」と心に誓って、平和を守る活動を続けています。

しかし安倍内閣は、日本を再び戦争ができる国にするために、「集団的自衛権の行使」を容認する閣議決定を行い、憲法の解釈を一内閣によって勝手に変えてしまいました。そして、いよいよ海外での武力行使が可能となる法律をこの国会で作ろうとしているのです。

日本の若者を再び戦場に送り出すことなど、絶対に繰り返してはならない — 高教組はそう考えます。

「集団的自衛権」 みなさんも一緒に考えてください！

兵庫県高等学校教職員組合（高教組） 高教組は、兵庫県の県立・市立高校と特別支援学校の教職員でつくる労働組合です
神戸市中央区北長狭通5-2-10 / TEL：078-341-6745 / HP：「兵庫高教組」検索 → HSTU【TOP】 of 兵庫県高等学校教職員組合

集団的自衛権とは？

集団的自衛権についてまとめました。みなさんも自分たちで調べてみてください。そして、新聞やニュースに注目し、友だちや家族と話し合ってください。

Q1 集団的自衛権とは何？

A 海外で起こった他国の戦争に参加することです

政府は、「自分の国が攻撃されていなくても、密接な関係にある他国が攻撃されたときに武力で反撃する権利」と説明しています。「自衛」と名がついていますが、本当は、自国と直接関係のない戦争に参加することなのです。

Q2 日本は集団的自衛権を認めていたの？

A 「憲法上許されない」という立場でした

歴代政府は、憲法第9条のもとで許される自衛権の行使は、「我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」であり、集団的自衛権の行使は「その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との立場をとり続けてきました。

Q3 憲法第9条とは？

A 「戦争をしない」・「軍隊を持たない」ことを定めています

日本は、自らが起こした侵略戦争の反省のもとに、日本国憲法第9条で「戦争の放棄」・「戦力の不保持」を定めました。

憲法前文には、「…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し…」と書かれています。

Q4 憲法第9条はどんな役割を果たしてきた？

A 戦後1人の戦死者も出ませんでした

例えば、アメリカに求められて自衛隊を派遣したアフガニスタン戦争（2001年）やイラク戦争（2003年）では、憲法第9条によって「戦闘地域に行ってはならない」「武力行使をしてはならない」という厳重な歯止めがかけられ、1人の戦死者も出ませんでした。

（ドイツは、アフガニスタン戦争に後方支援（直接戦闘に加わらない）として派兵しましたが、戦闘に巻き込まれ、50人以上の戦死者を出しました。）

憲法第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

（右）「あたらしい憲法のはなし」（1947年 文部省）のさし絵。戦車や大砲などを「戦争放棄」の釜で溶かし、電車・船舶・消防車といった国民生活のためのものが作られています。



Q5 安倍内閣が成立させたい法律って？

A 「集団的自衛権の行使」を可能にする法律です

安倍内閣は、多くの国民の声を無視して、2014年7月に「集団的自衛権の行使容認」を閣議決定しました。今、その集団的自衛権行使を可能にする法律を成立させようとしているのです。もし、この法律が成立すれば、時の政府の判断で、事実上の戦闘行為である「後方支援」の名のもとに、あるいは治安維持活動の名のもとに、アメリカの戦争に巻き込まれていくことが心配されています。

安倍首相は国会審議が始まる前から、アメリカの議会で、この法案の成立を約束しました。これでは国民のためではなく、アメリカのための法案と言われても仕方ありません。

Q6 高教組はどう考える？

A 平和憲法を守り、外交努力を尽くすことが必要です

安倍首相が言う「積極的平和主義」は、武力で他国を抑え込むことによって日本の平和を維持しようとするものです。そうではなく、憲法第9条の精神を世界に発信し、他国と紛争が起こっても話し合いを重ねて解決しようと誠実に努力することが必要です。それこそが、「国際社会で名誉ある地位を占める」（憲法前文）ことだと、高教組は考えます。